

2012年9月14日 全13頁

「第2の柱」に係る監督指針、 バーゼルⅢ準拠に改正

コンティンジェント・キャピタル、トリガーは「普通株式等 Tier1 比率 5.125%」に（ゴーイング・コンサーン）

金融調査部 制度調査課 鈴木利光
経営企画部 金本悠希

[要約]

- 2012年8月7日、金融庁は、バーゼル規制に関して、主に国際統一基準行を対象として、「第2の柱」（金融機関の自己管理と監督上の検証）に係る監督指針（本稿では説明の便宜上「主要行等向けの総合的な監督指針」に限定）の一部改正（改正監督指針）を公表している（改正案の公表は2012年6月6日）。
- 改正監督指針では、主に、（1）自己資本の充実度の評価、（2）コンティンジェント・キャピタル条項、（3）償還又は買戻しのための資本調達（再調達）、（4）「意図的持合い」の範囲、（5）資本バッファ・流動性比率・レバレッジ比率、（6）保証及びクレジット・デリバティブを用いた信用リスク削減手法に関連する項目等が明確化されている。
- （1）では、普通株式等 Tier1 資本の調達がその他包括利益累計額に過度に依存しないよう求めている。
- （2）では、コンティンジェント・キャピタル条項のゴーイング・コンサーン水準を、普通株式等 Tier1 比率 5.125%以上に設定すべき旨明らかにしている。
- （4）では、ダブル・ギアリングの対象となる「意図的持合い」の範囲として、「相互に資本増強に協力することを主たる目的の一つとしている」ことを明確化している。
- （5）では、「告示」の改正（2012年3月30日）には反映されていないバーゼルⅢの合意事項に向けた体制整備の必要性を明確化している。
- （6）では、保証やクレジット・デリバティブを用いた規制裁定を防止すべく、銀行及び監督当局に対して一定の考慮を要請している。
- 改正監督指針は、2013年3月31日から適用される。

1. はじめに

2012年8月7日、金融庁は、バーゼル規制（国際的な銀行の自己資本比率規制）に関して、主に国際統一基準行を対象として、「第2の柱」（金融機関の自己管理と監督上の検証）に係る監督指針（以下、「監督指針」）¹の一部改正（以下、「改正監督指針」）を公表している（改正案の公表は2012年6月6日）²。

改正監督指針は、バーゼルⅢを踏まえた「告示」³の改正（以下、「改正告示」⁴。なお、本稿執筆時点では、国内基準行に関する告示の改正は公表されていない）が、国際統一基準行に対し、2013年3月31日から適用されることを受けて、従来の監督指針を見直すものである。

改正監督指針では、コンティンジェント・キャピタル条項⁵の内容や、自己資本から控除される意図的持合いの範囲等が一部明確化されている。また、資本バッファー、レバレッジ比率、そして流動性比率についての規定も設けている。

改正監督指針は、改正告示同様、2013年3月31日より適用される。

以下、改正監督指針の内容を簡潔に説明するものとする。

2. 改正監督指針の概要

(1) 自己資本の充実度の評価

改正監督指針により、国際統一基準行については、自己資本の充実度を評価するにあたっては、自己資本の量のみならず、少なくとも以下の点を含む自己資本の質について分析を行っているか否かに着目して監督を行うとされている。具体的には、普通株等 Tier1 資本の調達がその他の包括利益累計額に過度に依存しないように求めている。また、ここでいう「普通株式」については、原則として単一の種類の株式によって構成されるように求めている。

¹ 本稿では、解説の便宜上、「主要行等向けの総合的な監督指針」に限定して紹介するものとする。

² 金融庁ウェブサイト参照 (<http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20120807-3.html>)

³ 「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）」をいう。

⁴ 改正告示の概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「バーゼルⅢ告示①普通株式等 Tier1 比率（連結）」（金本悠希）[2012年4月12日]
(<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12041201financial.html>)

◆大和総研レポート「バーゼルⅢ告示②Tier1 比率（連結）」（金本悠希）[2012年4月19日]
(<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12041901financial.html>)

◆大和総研レポート「バーゼルⅢ告示③総自己資本比率（連結）」（金本悠希）[2012年4月25日]
(<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12042501financial.html>)

◆大和総研レポート「バーゼルⅢ告示④リスク捕捉の強化」（金本悠希）[2012年5月24日]
(<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12052401financial.html>)

⁵ その他 Tier1 資本調達手段及び Tier2 資本調達手段に係る実質破綻認定時の元本削減等の要件、及び、その他 Tier1 資本調達手段のうち負債性調達資本手段に係るゴーイング・コンサーン水準での元本削減等の要件をいう。

- 「普通株式等 Tier1 資本は、普通株式に係る株主資本が中心の資本構成となっており、普通株式に係る資本金、資本剰余金及び利益剰余金が普通株式等 Tier1 資本の主要な部分を占めているか。普通株式等 Tier1 資本がその他有価証券評価差額金等のその他の包括利益累計額に過度に依存することにより、普通株式等 Tier1 比率が大きく変動するリスクが存在していないか。」（改正監督指針Ⅲ-2-1-1-2-2 (2) ①）
- 「普通株式は議決権を有する単一の種類の株式によって構成されているか。株主総会において議決権を行使することができる事項について制限のある種類の株式を告示上の普通株式として発行する場合には、議決権に関する事項を除き、議決権を有する普通株式と同一の内容を有し、告示に定める要件を全て満たすものとなっているか。」（改正監督指針Ⅲ-2-1-1-2-2 (2) ③）

(2) コンティンジェント・キャピタル条項

i) コンティンジェント・キャピタル条項の位置づけ

バーゼルⅢ本文 55. 11. は、負債性調達手段がその他 Tier1 資本調達手段として認められるためには、以下のいずれかを通じて元本の損失吸収がなされるべきこととしている（全国銀行協会仮訳案）。

- (i) 客観的な事前に特定したトリガー・ポイントにおける普通株式への転換。または、
- (ii) 事前に特定したトリガー・ポイントにおいて、元本削減により損失を当該調達商品に割振る仕組み。元本削減は以下の効果をもたらす。
 - a. 清算において、調達商品の返済請求を減少させる。
 - b. コールが行使された場合、返済額を減少させる。
 - c. 調達商品のクーポン／配当支払いの一部または全部を減少させる。

改正告示は、これを受けて、負債性資本調達手段がその他 Tier1 資本調達手段として認められるためには、「連結普通株式等 Tier1 比率が一定の水準を下回ったときに連結普通株式等 Tier1 比率が当該水準を上回るために必要な額又はその全額の元本の削減又は普通株式への転換（以下「元本の削減等」という。）が行われる特約その他これに類する特約が定められていること」（改正告示 6 条 4 項 11 号）が要件として求められることとしている⁶。

本稿では、改正告示が定めるこの要件を、「ゴーイング・コンサーン水準のコンティンジェント・キャピタル条項」と呼称することとする。

⁶ この点を含めて、改正告示におけるその他 Tier1 資本調達手段の適格性の概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「バーゼルⅢ告示②Tier1 比率（連結）」（金本悠希）[2012 年 4 月 19 日]

次に、バーゼル銀行監督委員会は、バーゼルⅢ公表（2010年12月16日）直後の2011年1月13日に、「実質的な破綻状態において損失吸収力を確保するための最低要件」を公表している。ここでは、国際的に活動する銀行により発行されるその他Tier1とTier2資本調達手段の全てにつき、トリガー事由が発生した場合には、関係当局の判断により、元本削減又は普通株式への転換が義務付けられる契約条項を発行条件に含むことを要件とする旨定めている⁷。トリガー事由は、以下のうち早く発生したものとされている（金融庁仮訳）。

- (1) 元本削減がなければ銀行が存続不可能になるとして、元本削減が必要である、と関係当局によって決定された場合。
- (2) 公的セクターによる資本注入もしくは同等の支援がなければ銀行が存続不可能になるとして、当該支援が関係当局によって決定された場合。

改正告示は、これを受けて、その他Tier1資本調達手段及びTier2資本調達手段は、「元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること」（改正告示6条4項15号、同7条4項10号）が要件として求められることとしている⁸⁹。

本稿では、改正告示が定めるこの要件を、「ゴーン・コンサーン・ベースのコンティンジェント・キャピタル条項」と呼称することとする。

ii) ゴーイング・コンサーン水準のコンティンジェント・キャピタル条項

前述のとおり、改正告示により、負債性資本調達手段がその他Tier1資本調達手段として認められるためには、「連結普通株式等Tier1比率が一定の水準を下回ったときに連結普通株式等Tier1比率が当該水準を上回るために必要な額又はその全額の元本の削減又は普通株式への転換（以下「元本の削減等」という。）が行われる特約その他これに類する特約が定められていること」（改正告示6条4項11号）が要件として求められている。

改正告示や、これを明確化する「バーゼルⅢに関するQ&A」（2012年6月6日公表）¹⁰では、

⁷ 当該銀行の所管国において、トリガー事由発生時にその発行するその他Tier1やTier2資本調達手段が元本削減される旨の法令が施行されている場合等、一定の場合にはこの要件が免除される。

⁸ もっとも、「法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合」（改正告示6条4項15号、同7条4項10号）は、このような特約は不要である。

⁹ この点を含めて、改正告示におけるTier2資本調達手段の適格性の概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「バーゼルⅢ告示③総自己資本比率（連結）」（金本悠希）[2012年4月25日]

¹⁰ 「バーゼルⅢに関するQ&A」の概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「バーゼルⅢのQ&A、ダブル・ギアリングを明確化」（鈴木利光/金本悠希）[2012年8月27日]

上記「一定の水準」の内容は明らかにされていない。これを明らかにしているのが、改正監督指針である。

改正監督指針は、上記「一定の水準」は、「連結普通株式等Tier1比率で5.125%以上¹¹⁾」（改正監督指針Ⅲ-2-1-1-3 (2) ①ハa) とすべき旨規定している¹²⁾。

そして、このゴーイング・コンサーン水準を下回ったか否かの判断は、以下の連結普通株式等Tier1比率によるものとしている（改正監督指針Ⅲ-2-1-1-3 (2) ①ハa)。

- (i) 決算状況表（中間期にあつては中間決算状況表）により報告された連結普通株式等Tier1比率
- (ii) 業務報告書（中間期にあつては中間業務報告書）により報告された連結普通株式等Tier1比率
- (iii) 法令又は金融商品取引所の規則に基づき連結普通株式等Tier1比率を公表している場合には、これにより報告された連結普通株式等Tier1比率¹³⁾
- (iv) 上記(i)から(iii)までの報告がされた時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた銀行と監査法人等との協議の後、当該銀行から報告された連結普通株式等Tier1比率

※ 脚注は筆者による

もともと、改正監督指針は、連結普通株式等Tier1比率がゴーイング・コンサーン水準を下回った場合でも、以下の条件を満たすことにより、元本の削減等の効果を生じさせないことができるものとしている（改正監督指針Ⅲ-2-1-1-3 (2) ①ハa)。

上記(i)から(iii)までの報告によって当該銀行の連結普通株式等Tier1比率が報告されるまでの間に、元本の削減等がなくても連結普通株式等Tier1比率につきゴーイング・コンサーン水準を上回らせるものとするために合理的と認められる計画が銀行から当局に提出され、当局の承認が得られた場合

¹¹⁾ この「普通株式等Tier1比率5.125%以上」という数字は、バーゼル銀行監督委員会が2011年10月に公表（同年12月に更新）しているFAQ、“Basel III definition of capital – Frequently asked questions”の規定を踏襲したものと思われる。この数字は、元々は欧州連合のバーゼルⅢ規定であるCRDの改正案（CRDⅣ。2011年7月公表）に由来していると考えられる。CRDⅣについては、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「コンティンジェント・キャピタル（CoCos）の課題」（菅野泰夫）[2012年4月24日]

◆大和総研レポート「EU、バーゼルⅢ導入の法案公表（CRDⅣ）」（鈴木利光）[2011年8月2日]

¹²⁾ 自己資本比率は、連結ベースだけでなく、単体ベースでも算出することが求められる。その場合の最低所要水準は、連結のケースと同様である（普通株式等Tier1比率 \geq 4.5%、Tier1比率 \geq 6%、総自己資本比率 \geq 8%）。さらに、単体ベースでも、その他Tier1資本調達手段の各要件（コンティンジェント・キャピタル条項を含む）が定められている。そのため、改正監督指針は、単体ベースでのゴーイング・コンサーン水準についても、「単体普通株式等Tier1比率で5.125%以上」（改正監督指針Ⅲ-2-1-1-3 (2) ①ハa (注)）とすべき旨規定している。

¹³⁾ 主要行については、四半期ごとに報告される連結普通株式等Tier1比率もこの判断基準に包含されることになるものと思われる（「銀行法施行規則第十九条の二項第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」6条等参照）。

改正監督指針は、普通株式等 Tier1 比率がゴーイング・コンサーン水準を下回ったことによる元本の削減に関する特約が定められている場合、当該特約が以下の要件を全て満たさなければならない旨規定している（改正監督指針Ⅲ-2-1-1-3 (2) ①ハ b）。

- 元本の削減が行われる場合、当該削減がなされる部分に係る残余財産の分配請求権の額又は元本金額、償還金額及び剰余金の配当額又は利息の支払額が減少するものであること。
- 元本の削減が行われた後に一定の事由を満たすことを条件として当該削減された部分の元本の全部又は一部の回復が可能な内容とする場合には、当該元本の回復がなされた直後においても十分に高い水準の連結普通株式等 Tier1 比率が維持されることが、その条件に含まれていること。

そして、普通株式への転換に関する特約が定められている場合には、当該特約が以下の要件を全て満たさなければならない旨規定している（改正監督指針Ⅲ-2-1-1-3 (2) ①ハ c）。

- ゴーイング・コンサーン水準を下回った場合に、普通株式への転換が必要な額その他の転換に関する事項を確定の上、適用ある法令に従い、直ちに当該必要な額又はその全額その他 Tier1 資本調達手段が普通株式に転換されるものであること。
- ゴーイング・コンサーン水準を下回った場合に発行又は交付される普通株式が定款の発行可能株式総数を上回ることはないように、適切な転換下限価額が設定されており、かつ、定款において必要な発行可能株式総数が確保されていること。

iii) ゴーン・コンサーン・ベースのコンティンジェント・キャピタル条項

前述のとおり、改正告示により、その他 Tier1 資本調達手段及び Tier2 資本調達手段は、「元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること」（改正告示 6 条 4 項 15 号、同 7 条 4 項 10 号）が求められる¹⁴。

改正監督指針は、上記「特約」の内容が、上記のような場合（以下、「実質破綻事由」）において、銀行の普通株式への転換がなされるというものである場合には、「適用ある法令に従い直ちにその所有者に対して当該銀行の普通株式が交付されるために必要な事前の手續が全て履踐されていること」（改正監督指針Ⅲ-2-1-1-3 (2) ①ニ a）を要することとしている（Tier2 資本調達手段については、改正監督指針Ⅲ-2-1-1-3 (2) ②ニを参照されたい）¹⁵。

¹⁴ もっとも、「法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合」（改正告示 6 条 4 項 15 号、同 7 条 4 項 10 号）は、このような特約は不要である。

¹⁵ なお、この場合において、「公的機関による資金の援助その他これに類する措置が必要と認められる場合においては、かかる普通株式の交付は、これらの措置が実施される前に行われなければならない」（改正監督指針Ⅲ-2-1-1-3 (2) ①ニ a）としている。

また、改正監督指針は、銀行の海外子会社¹⁶が発行する資本調達手段を当該銀行の連結自己資本比率算定上のその他Tier1及びTier2資本に算入するためには、当該海外子会社の所在地国の監督当局及び我が国当局のいずれか一方又は双方が、当該海外子会社に実質破綻事由が認められる場合に、「当該資本調達手段の元本の削減等が、適用ある法令に従い直ちに行われる旨の内容となっている」（改正監督指針Ⅲ-2-1-1-3 (2) ①ニb) 特約が定められていることを要することとしている。なお、「元本の削減等」の内容が普通株式への転換である場合、「当該海外子会社の普通株式に代えて、当該銀行の普通株式を当該資本調達手段の保有者に交付することを妨げない」（改正監督指針Ⅲ-2-1-1-3 (2) ①ニb) こととしている（Tier2資本調達手段については、改正監督指針Ⅲ-2-1-1-3 (2) ②ニを参照されたい）。

(3) 償還又は買戻しのための資本調達（再調達）

改正告示により、その他Tier1資本調達手段及びTier2資本調達手段の要件の一つとして、償還又は買戻しを行う場合には、次に掲げる要件のいずれかを満たすことを求めている（改正告示6条4項5号ハ、同7条4項5号ハ）。

- A) 発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還（等）¹⁷又は買戻しのための資本調達（当該償還（等）又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還（等）又は買戻しの時以前に行われること。
- B) 償還（等）又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

改正監督指針は、上記A)への該当の有無を判断するに当たっては、以下の点に留意することとしている（改正監督指針Ⅲ-2-1-1-3 (3) ②）。

- イ. 当該資本調達手段の償還等又は買戻しを行うための資本調達（再調達）が当該償還等若しくは買戻し以前に行われているか、又は当該償還等若しくは買戻し以前に行われることが確実に見込まれるか。また、当該資本調達が行われた後に、銀行が十分な水準の自己資本比率を維持できないと見込まれるような事態が生じていないか。なお、その他Tier1資本調達手段の償還等又は買戻しを行うために資本調達（再調達）を行う場合、当該資本調達が行われた時点以降償還日又は買戻し日までの間は、当該資本調達により払込みを受けた金額のうち償還予定額相当額以下の部分については自己資本への算入が認められないこと

¹⁶ 「特別目的会社等（専ら銀行の資本調達を行うことを目的として設立された連結子法人等をいう。…）」（改正告示6条3項）を除く。

¹⁷ その他Tier1資本調達手段の項では「償還」（改正告示6条4項4号）と規定されているのに対し、Tier2資本調達手段の項では「償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還）」（改正告示7条4項4号）と規定されていることから、便宜的にこのように表現している。以下同様とする。

に留意する。

- ロ. 当該償還等が、専ら当該資本調達手段の保有者の償還等への期待に応えるためだけに行われるものではないか。例えば、資本調達（再調達）のために発行される資本調達手段の適用金利が当該償還等される資本調達手段の適用金利よりも実質的に高いものとなる場合、かかる銀行の金利負担の有無に拘わらず当該資本調達を行う合理的な理由が認められるか。
- ハ. 資本調達（再調達）のために発行される資本調達手段の適用金利が、当該銀行の今後の収益見通し等に照らして、自己資本の健全性を維持しつつ十分に支払可能なものとなっているか。

なお、上記ロは、改正告示が、その他 Tier1 資本調達手段及び Tier2 資本調達手段の要件の一つとして、償還又は買戻しを行う場合には「償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと」（改正告示 6 条 4 項 5 号ロ、同 7 条 4 項 5 号ロ）を求めていることとも密接に関連するものといえよう。

(4) 意図的持合いの範囲

バーゼルⅢ本文 79.（銀行、金融機関、保険会社の資本の相互持合い）は「銀行の資本勘定を人為的に嵩上げすることを目的とする資本の相互持合いは、全額控除される」（全国銀行協会仮訳案）としている（いわゆるダブル・ギアリング）。

改正告示ではこれを受けて、普通株等 Tier1 資本、その他 Tier1 資本、Tier2 資本それぞれの調整項目（マイナス項目）について、ダブル・ギアリングを規定している（改正告示 8 条 4 項、同 6 項～8 項等参照）。改正告示は、バーゼルⅢ本文 79. のいう「銀行の資本勘定を人為的に嵩上げすることを目的とする資本の相互持合い」（全国銀行協会仮訳案）を、「他の金融機関等（中略）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（中略）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀行又は連結子法人等の（中略）資本調達手段を保有していると認められる場合」（改正告示 8 条 6 項等。以下、「意図的持合」）と言い換えている。

改正監督指針は、このような意図的持合とは、具体的に以下のような場合を指すこととしている（改正監督指針Ⅲ-2-1-2-2（2））。

- イ. 銀行又は連結子法人等が、平成 9 年 7 月 31 日以降、我が国の預金取扱い金融機関との間で、相互に資本増強に協力することを主たる目的の一つとして互いに資本調達手段を保有することを約し、これに従い、銀行又は連結子法人等が当該預金取扱い金融機関の資本調達手段を保有し、かつ、当該預金取扱い金融機関も銀行又は連結子法人等の資本調達手段を保有している場合

ロ. 銀行又は連結子法人等が、平成 22 年 12 月 17 日以降、他の金融機関等（我が国の預金取扱金融機関を除く。）との間で、相互に資本増強に協力することを主たる目的の一つとして互いに資本調達手段を保有することを約し、これに従い、銀行又は連結子法人等が当該他の金融機関等の資本調達手段を保有し、かつ、当該他の金融機関等が銀行又は連結子法人等の資本調達手段を保有している場合

上記により、「他の金融機関等が当該銀行又は連結子法人等の資本調達手段を保有していない場合は、意図的持合には該当しない」（改正監督指針Ⅲ-2-1-2-2（2））こととなる。

また、改正監督指針は、他の金融機関等との間で資本を相互に持ち合っている場合であっても、「相互に資本増強に協力することを主たる目的の一つとして資本調達手段を互いに保有することが約されているとは認められない場合」（改正監督指針Ⅲ-2-1-2-2（2））であれば、意図的持合いには該当しないこととしている。改正監督指針は、こういった場合の具体例として、以下のようなケースを挙げている（改正監督指針Ⅲ-2-1-2-2（2））。

- 「専ら純投資目的等により流通市場等において他の金融機関等の資本調達手段を取得及び保有している場合」
- 「専ら業務提携を行う目的で他の金融機関等の資本調達手段を相互に保有している場合」
- 「証券子会社がマーケット・メイキング等の目的で一時的に他の金融機関等の資本調達手段を保有している場合」

(5) 資本バッファー・流動性比率・レバレッジ比率

i) 資本バッファー

国際統一基準行は、バーゼル合意¹⁸に従い、以下のような枠組みに基づく「資本バッファー」を、2016 年以降段階的に積み立てることが求められる¹⁹。

<資本保全バッファー>

普通株式等 Tier1 資本で 2.5%

<カウンターシクリカル資本バッファー>

普通株式等 Tier1 資本²⁰で 0%~2.5%の範囲で各国裁量により決定

<G-SIBs (Global Systemically Important Banks) サーチャージ>²¹

¹⁸ ここでは、バーゼルⅢ（2010 年 12 月）及び「グローバルにシステム上重要な銀行に対する評価手法と追加的な損失吸収力の要件」（2011 年 7 月）の総称をいうものとする。

¹⁹ 資本バッファーは、（2013 年から導入される部分を対象としている）改正告示には規定されていない。

²⁰ バーゼル銀行監督委員会がガイドラインを策定すれば、普通株式等 Tier1 資本に加えて、「その他の完全に損失吸収力のある資本」も算入が認められるが、本稿執筆時点で当該ガイドラインは策定されていない。

G-SIBs に指定された銀行に対して、そのシステム上の重要性に応じて、普通株式等 Tier1 資本で 1%~2.5% の範囲で上乘せ

改正監督指針は、国際統一基準行の取締役（会）に対し、資本計画の策定²²に当たっては、「資本バッファを十分に勘案」（改正監督指針Ⅲ-2-1-1-2-1（5））することを求めている。

ii) レバレッジ比率

改正監督指針は、国際統一基準行に対し、バーゼルⅢの定義に基づくレバレッジ比率（資本/総資産）²³（2013年1月から2017年1月までの試行期間中に3%の最低Tier1レバレッジ比率をテストし、2018年1月から「第1の柱」の下での取扱いに移行する予定）²⁴を四半期ごとに計算することを求めている（改正監督指針Ⅲ-2-1-1-2-2（4）参照）。

iii) 流動性比率

改正監督指針は、国際統一基準行の取締役会に対し、バーゼルⅢに定められる流動性カバレッジ比率及び安定調達比率²⁵について、それぞれ2015年（前者）又は2018年（後者）から適用されることに向けた体制の整備を検討する旨求めている（改正監督指針Ⅲ-2-3-4-2参照）。

(6) 保証及びクレジット・デリバティブを用いた信用リスク削減手法

バーゼルⅢは、外部格付への依存の見直しという観点から、保証及びクレジット・デリバティブ（以下、「信用保証取引」）を用いた信用リスク削減手法における保証人及びプロテクション提供者の適格要件を見直しており、改正告示もこれを受けて同様の見直しをしている（改正告示122条2号、同154条1項）²⁶。

バーゼル銀行監督委員会は、これとは別の観点から、バーゼルⅢ公表（2010年12月16日）から一年後の2011年12月16日に、「バーゼル銀行監督委員会による高コストの信用保証に係

²¹ G-SIBs サーチャージの概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「システム上重要な銀行に対する上乘せ規制の概要」（金本悠希）[2011年11月9日]

²² 監督指針は、取締役（会）に対し、戦略目標に照らして適切な資本計画の策定を求めている（監督指針Ⅲ-2-1-1-2-1（2））。

²³ ここにいう「レバレッジ比率」と、一般的によく用いられている「レバレッジ」は、相互に逆の方法で算出される。たとえば、「レバレッジ比率3% (=3/100) 以上」は、「レバレッジ33倍 (=100/3) 以下」と言い換えることが可能である。

²⁴ レバレッジ比率は、（2013年から導入される部分を対象としている）改正告示には規定されていない。

²⁵ バーゼルⅢの流動性比率の概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「バーゼル委、流動性カバレッジ比率規制の緩和を容認」（金本悠希）[2012年1月12日]

²⁶ 詳細については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート大和総研レポート「バーゼルⅢ告示④リスク捕捉の強化」（金本悠希）[2012年5月24日]

るステートメントの公表」（以下、「ステートメント」）を公表している。

ステートメントは、一部の信用保証取引の取引事例において自己資本比率規制の規制裁定の可能性が懸念されていることから、監督当局がそのような取引に対して、「第2の柱」（金融機関の自己管理と監督上の検証）における監督上の検証プロセス及び資本の適切性の評価という広い観点から精査していくことを、銀行に対して警告するものとなっている。

ステートメントは、信用保証取引を用いた信用リスク削減手法においては、保証（プロテクション）が証券化エクスポージャーに対して提供されるケースを含めて、とりわけ、保証に伴う損失や費用の認識を遅らせるとともに、形式的なリスク移転によって保証対象のエクスポージャーのリスク・ウェイトを軽減させることで、自己資本比率規制上の便益を直ちに享受できる場合に、自己資本比率規制の規制裁定の余地があるとしている。そして、こうした懸念は信用リスク削減手法の枠組み全般に存在するが、信用リスク削減手法を用いた規制裁定の機会は、保証の購入前後でリスク・ウェイト差異が拡大する証券化エクスポージャーに対して保証が提供されるケースに特に発生しやすいとしている。

ステートメントは、このような規制裁定の懸念が顕在化する取引の具体例を挙げている。その一つは、銀行が、最初に損失を蒙る証券化ポジションに対する保証を購入するにあたって、その契約条項が、保証期間に亘って支払うプレミアム額と将来の実現損失とを等しくさせる内容となっているケースである。このケースでは、保証購入直後に認識される規制資本の信用リスク削減効果は、結局は契約期間に亘って費用として認識されるプレミアムの支払総額によって相殺されることになる。このような信用保証取引の目的は、信用リスク削減効果を通じた健全なリスク管理への貢献というよりは、むしろ、有効な信用リスクの削減や移転を伴わないにも拘わらず、保証に伴う損失や費用の認識を遅らせることによって短期的に自己資本比率規制上の優遇的な取扱いを享受することにあることが考えられる。

改正監督指針は、ステートメントによるこうした懸念を受けて、信用保証取引を用いた信用リスク削減手法を評価するに当たって、銀行に対し、以下の点を考慮すべき点を求めている。また、監督当局に対しても、以下の点を踏まえ、その信用リスク削減手法が適用可能であるか否かを判断するよう求めている（改正監督指針Ⅲ-2-3-2-5-2（1））。

- ① 自己資本比率の計算上、まだ認識されていないプレミアムや支払費用の現在価値と、様々なストレスシナリオの下で生じ得る保証対象となるエクスポージャーの期待損失の比較
- ② 市場価格に対する取引価格の比較（金銭以外で支払われるプレミアムについても適切に勘案することを含む。）
- ③ 保証購入者によるプレミアム等の支払いのタイミング（保証購入者による保証対象エクスポージャーに対する引当てや減損のタイミングと、保証提供者による保証金支払のタイミングの潜在的な違いを含む。）
- ④ 潜在的な将来損失が発生し得るタイミングと信用保証の可能性の高いデュレーションとの関係の評価するための、将来の保証金支払日の分析

- ⑤ 保証購入者の保証提供者に対する依存度の増加と、保証提供者による支払義務の履行能力の低下が同時に起こり得るような特定の状況に係る分析
- ⑥ 保証購入者がその収益、資本及び財務状況等を踏まえ、適切にプレミアムの支払を行うことが可能であるか否かの分析
- ⑦ 保証取引の合理性や当該保証取引に伴う将来的な費用及び便益に係る保証購入者による分析内容を記した内部の記録の分析

また、改正監督指針は、監督当局に対して、以下のような特徴を持つ信用保証取引（を用いた信用リスク削減手法）についてはより一層の注意を払うよう求めている（改正監督指針Ⅲ-2-3-2-5-2（2））。

- ① 保証対象エクスポージャーの額と比較して支払いプレミアムが高額な取引。例えば、保証に伴う費用の合計額が保証対象エクスポージャーの額と等しくなる又は超過するような取引や、保証対象エクスポージャーの価格変動やパフォーマンスに応じ、保証提供者が保証購入者にリベートという形で支払プレミアムを一部払い戻すことにより、結果として過大なプレミアムの支払となっているような取引。
- ② 保証対象エクスポージャーが時価評価されておらず、当該保証対象エクスポージャーに係る損失が損益計算を通じて認識されない取引。
- ③ 信用保証取引の結果として、リスク・ウェイトや規制資本の額が大幅に低下するような取引。例えば、信用保証の対象となるエクスポージャーに対するリスク・ウェイトが150%を超えるような場合。
- ④ 保証に対するプレミアムの支払いが保証対象のエクスポージャー額と比例関係にない取引。例えば、保証対象エクスポージャーの減損やデフォルトの有無にかかわらずプレミアムの支払額が保障されている取引や、前払プレミアムや保証終了時に支払われる予定のプレミアムが損益計算を通じて費用として認識されない取引。
- ⑤ 信用リスク削減に係る費用の合計額を増加させるような取引。例えば、保証購入者にとって高コストな取引、保証提供者に対する追加担保提供義務を負う取引、取引満期時に追加的な支払いを行わなければならない取引、保証購入者が取引を途中で解約する権利を有する取引及び事前に定めた価額で将来性のある時点において取引を中断することにつき保証提供者と保証購入者の間で予め合意している取引。

上記④は、ステートメントが監督当局に対し、以下のような特徴を有する信用保証取引（を用いた信用リスク削減手法）についてはより一層の注意を払うよう求めている点に由来する（金融庁によるステートメント仮訳）。

保証されたエクスポージャーの金額に比して、プレミアム額が高いもの。例えば、保証期間中にかかる保証コストが、購入した保証の対象となるエクスポージャーの金額と等しい、あるいは上回る場合である。払い戻しの仕組み（保証の売り手が、保証されたエクスポージャーの実績や信用劣化度合いに応じて、保証の買い手にプレミアムの一部を払い戻すことに合意した場合等）は、過大なプレミアム、ひいては、規制裁定を示唆するものである。

上記③は、ステートメントが監督当局に対し、以下のような特徴を有する信用保証取引（を用いた信用リスク削減手法）についてはより一層の注意を払うよう求めている点に由来する（金融庁によるステートメント仮訳）。

保証取引の結果、リスクウェイトや所要自己資本の軽減余地が非常に大きくなる取引。これは、保証されたエクスポージャーについて、保証がなければ例えば150%超といった高いリスクウェイトを適用される取引が該当する蓋然性が高い。

以上